

第 2 編 定 款

制 定	昭和33年9月 8日
改 正	昭和34年7月20日
	昭和39年7月11日
	昭和40年7月13日
	昭和43年6月15日
	昭和46年6月 1日
	昭和57年8月 3日
	平成11年6月11日
	平成14年7月29日
	平成15年6月24日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本海難防止協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する事項の調査研究、周知宣伝その他海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関し必要な事業を行い、もって船舶の航行安全及び船舶等による海洋の汚染の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する調査研究及びその受託
- (2) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する周知宣伝
- (3) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する資料・統計等の収集、分析及び整理
- (4) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する広報誌等出版物の刊行
- (5) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する事項の政府その他に対する建議
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とし正会員をもって社員とする。

- (1) 正会員 海事に關係を有し、本会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 協力会員 本会の事業を後援するため入会した団体又は個人
- (4) 名誉会員 本会に功勞のあった者又は学識経験者で理事会の議決を経て総会において承認された者

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員並びに協力会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 正会員及び賛助会員の入会は、理事会の議決を経て別に定める基準により理事会においてその可否を決定するものとし、協力会員の入会は、会長が可否を決定するものとする。

3 第1項の会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者(1

人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

5 前項の変更届の内容については別に定める。

6 入会の可否が決定され次第、会長は、書面をもって遅滞なく本人に通知するものとする。

(会費の納入等)

第7条 正会員及び賛助会員並びに協力会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。協力会員は、別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に理事会又は総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(権利等の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失う。

2 前項に定める者は、すでに納入した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事長 1名

(4) 専務理事 1名

- (5) 常務理事 3名以内
- (6) 理事 30名以上35名以内(会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (7) 監事 1名以上3名以内

2 前項第2号の副会長は、必要に応じて総会の議決を経て置く。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員(団体にあっては指定代表者)の中から選任する。ただし、理事のうち7名以内及び監事のうち1名以内を正会員以外の者から理事会の議決を経て、選任することができる。

- 2 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を総理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、本会の会務を掌理する。理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の会務を処理する。
- 6 専務理事は、事務局長の職務を兼任する。
- 7 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、業務を執行する。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員の補欠により選任された役員又は期の途中から理事に就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任したとき又は、任期満了後において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(顧問)

第18条 本会に、顧問を3名以内置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は総会、理事会、委員会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第15条第1項、第17条第2項の規程を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

5 顧問が、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、その他顧問としてふさわしくない行為があると認められときは、会長は、委嘱を解くことができる。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の要請があったとき。

(3) 第14条第8項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、第14条第8項第4号の規程により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規程による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選出する。

(総会の定足数等)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議事)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事について、会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、本会の業務に関し、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項のうち執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の種類及び開催)

第 3 1 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第 1 4 条第 8 項第 4 号の規定により、監事から召集の請求があったとき又は監事が召集したとき。

(理事会の招集)

第 3 2 条 理事会は、第 1 4 条第 8 項第 4 号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(理事会の議長)

第 3 3 条 理事会の議長は、会長がこれを努める。

(理事会の定足数等)

第 3 4 条 理事会については、第 2 5 条から第 2 8 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 常任理事会

(常任理事会)

第 3 5 条 会務の円滑な執行のため、常任理事会を設置する。

2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が認めたとき招集する。

3 常任理事会の議長は、会長がこれを務める。

4 監事は、本会の業務に関し常任理事会に出席し意見を述べることができる。

(常任理事会の議決事項)

第 3 6 条 常任理事会は次の事項を議決する。

(1) 理事会によって委任された事項

(2) 理事会を開くいとまがない場合における会務執行に関する緊急事項

2 前項第 1 号の議決事項は、次の理事会において報告しなければならない。

3 第 1 項第 2 号の議決事項は、次の理事会において承認を得なければならない。

(常任理事会の定足数等)

第37条 常任理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「常任理事会」及び「常任理事会を構成する理事」と読み替えるものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第38条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入
- (6) 本会所有のその他の動産及び不動産

(財産の管理)

第40条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。ただし、暫定予算は、本予算が成立するまでとする。

- 2 前項の収入支出は、当該年度の予算が新たに成立した場合は、当該年度の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成する。

- 2 前項の書類は、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に届け出なければならない。この場

合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第46条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、国土交通大臣の認可を得て解散する。解散の開始の時期は、国土交通大臣の認可が下りた日とする。

(残余財産の処分)

第49条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、国土交通大臣の許可を得て本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、本会の事務局を統括する。

4 事務局長及び職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。これら書類等は、事務局長がこれを管理する。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事及び監事の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第 1 1 章 補 則

(細 則)

第 5 2 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この定款の一部の変更は、運輸大臣の認可の日(昭和 3 4 年 7 月 2 0 日)から施行する。

附 則

この定款の一部の変更は、運輸大臣の認可の日(昭和 3 9 年 7 月 1 1 日)から施行する。

附 則

この定款の一部の変更は、運輸大臣の認可の日(昭和 4 0 年 7 月 1 3 日)から施行する。

附 則

この定款の一部の変更は、運輸大臣の認可の日(昭和 4 3 年 6 月 1 5 日)から施行する。

附 則

この定款の一部の変更は、運輸大臣の認可の日(昭和 4 6 年 6 月 1 日)から施行する。

附 則

この定款の一部の変更は、運輸大臣の認可の日(昭和 5 7 年 8 月 3 日)から施行する。

附 則

この定款の一部の変更は、運輸大臣の認可の日(平成 1 1 年 6 月 1 1 日)から施行する。

附 則

この定款の一部の変更は、国土交通大臣の認可の日(平成 1 3 年 6 月 2 0 日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款の一部の変更は、国土交通大臣の認可の日(平成 1 4 年 7 月 2 9 日)から施

行する。

(経過措置)

第2条第2項、第39条については、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この定款の一部の変更は、国土交通大臣の認可の日(平成15年6月24日)から施行する。